

会 頭	専務理事	事務局長	所 課 長	係 長	係

(注) ※印の欄は当所で記入します。

所沢商工会議所入会申込書

事業所名	ふりがな
代表者名	ふりがな
1. 本店所在地	TEL FAX
2. 営業所在地	TEL FAX
3. 代表者住所	TEL FAX

(注) 当所からの文書等を郵送する場合の希望住所に○を付けてください。

資本金	(個人事業の場合は記入不要)		万円
従業員	男 名	女 名	合計 名
営業内容		所属団体	
HPアドレス		E-mail アドレス	

※所属を希望する部会に○を付けてください。

所属部会	商業・工業・建設不動産・専門サービス業・サービス業		
創立年月日	個人事業開始	年 月 日	法人設立
会費	口(年額 円)	※選挙権個数	個
※入会年月日	年 月 日	※特定商工業者の有無	有 ・ 無
※備考		※常議員会承認月日	

所沢商工会議所定款第1条の趣旨に賛同するとともに、
同定款第10条第3項の各号(裏面参照)に該当しないことを宣誓し、入会申込みを致します。

年 月 日

事業所名

代表者名

Ⓜ

所 沢 商 工 会 議 所
会 頭 三 上 誠 様

トコちゃん共済加入希望 (有 ・ 無 ・ 検討する)

【入会理由】 金融相談 ・ 開業/創業 ・ 補助金 ・ 支援金 ・ 税務/記帳指導 ・ セミナー

共済 ・ 団体保険 ・ 労働保険 ・ 貿易証明 ・ 会員サービス ・ まつり ・ その他 ()

■個人情報の取扱について

当所は、会員企業に係る個人情報を研修会・諸会議等の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度等のご案内など、当所の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

3 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。

- (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）

(加入)

第11条 会員となることを希望するものは、議員総会の議決を経て、別に定める加入手続きにより、加入の申込みをしなければならない。

2 前項の加入の諾否は、常議員会において決定する。

3 常議員会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

4 第2項の規定により常議員会の承諾を得たものは、所定の会費を納めたときに、本商工会議所の会員となる。